

市税務課からのお知らせ

申告書などの提出は1月31日(金)までに



郵送による提出の場合は、1月31日(金)必着にご協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(金)までに申告してください。（申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。）

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

◎家屋異動申告書

平成31年1月から令和元年12月までの間に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

◎住宅用地申告書

平成31年1月から令和元年12月までの間に、土地を

新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日(金)までに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階） ☎32・2115 / FAX33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

個人住民税に関する報告書

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、令和元年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の令和2年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(金)までに提出してください。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当（市役所1階） ☎32・3821 / FAX33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

第4回

「小松島市議会タウンミーティング」参加者募集のお知らせ

市議会が市民の皆さんの声をお聴きする機会として、また市民の皆さんにも様々な意見に触れていただく機会として、タウンミーティングを開催します。ぜひご参加ください。

【日時】 2月15日(出)

午後1時から午後4時まで

【場所】 市総合福祉センター2階会議室

【テーマ】 「学校再編について」

【募集対象者】 小松島市民（会場の都合上10名とさせていただきます）

【応募方法】 FAX、ハガキまたは電子メールに住所・氏名・年齢・性別・日中連絡のとれる電話番号および「タウンミーティング参加希望」と記載し、お申し込みください。

【応募締切】 1月24日(金) 午後5時必着

【選考・通知】 抽選の上、決定通知を送付いたします。

【応募・お問い合わせ先】

〒773-18501 小松島市横須町1番1号 小松島市議会事務局 ☎32・1359 / FAX32・6611
Mail:gikaizimukyoku@city.komatsushima.i-tokushima.jp